

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第100号

北海道条例等の公布等に関する条例の一部を改正する条例

北海道条例等の公布等に関する条例（昭和25年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（公報の発行）

**第8条** 公報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が公報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものとする方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による公報の発行は、公報に登載すべき事項を道の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に道の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となった時に行われたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面をもって発行することにより、これに代えることができる。

### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第101号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「市町」を「市町村」に、「釧路市」を「釧路市苫小牧市」に、

## 目 次

ページ

### 条 例

|                                                      |    |
|------------------------------------------------------|----|
| ○北海道条例等の公布等に関する条例の一部を改正する条例（法制文書課）                   | 1  |
| ○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例<br>.....（総合政策部総務課） | 1  |
| ○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例<br>.....（環境生活部総務課） | 2  |
| ○北海道脱スパイクタイヤ推進条例の一部を改正する条例…（環境保全課）                   | 5  |
| ○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例<br>.....（保健福祉部総務課） | 6  |
| ○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例<br>.....（経済部総務課）     | 8  |
| ○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例<br>.....（農政課）        | 10 |
| ○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例<br>.....（水産林務部総務課） | 12 |
| ○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例<br>.....（建設部総務課）     | 13 |
| ○河川法施行条例の一部を改正する条例.....（河川課）                         | 15 |
| ○北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例.....（砂防災害課）                 | 15 |
| ○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例<br>.....（教育庁総務課）   | 15 |

### 条 例

北海道条例等の公布等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成21年12月15日

「芦別市」を「芦別市赤平市」に、「士別市」を「士別市三笠市」に、「枝幸町」を「東川町美瑛町上富良野町 猿払村枝幸町美幌町」に、「白老町」を「白老町厚真町安平町むかわ町」に、「芽室町」を「音更町鹿追町芽室町」に、「弟子屈町」を「弟子屈町白糠町」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表2の項の改正規定中「枝幸町」を「東川町美瑛町上富良野町 猿払村枝幸町美幌町」に改める部分（猿払村に係る部分に限る。）及び附則第3項の規定 平成22年6月1日
- (2) 別表2の項の改正規定中「枝幸町」を「東川町美瑛町上富良野町 猿払村枝幸町美幌町」に改める部分（美瑛町、上富良野町及び美幌町に係る部分に限る。）及び「弟子屈町」を「弟子屈町白糠町」に改める部分並びに附則第4項の規定 平成22年7月1日
- (3) 別表2の項の改正規定中「芽室町」を「音更町鹿追町芽室町」に改める部分（鹿追町に係る部分に限る。）及び附則第5項の規定 平成22年8月1日
- (4) 別表2の項の改正規定中「芽室町」を「音更町鹿追町芽室町」に改める部分（音更町に係る部分に限る。）及び附則第6項の規定 平成22年11月1日

2 この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては苫小牧市長、赤平市長、三笠市長、東川町長、厚真町長、安平町長又はむかわ町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

3 附則第1項第1号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては猿払村長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては美瑛町長、上富

良野町長、美幌町長又は白糠町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

5 附則第1項第3号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては鹿追町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

6 附則第1項第4号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては音更町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第102号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(4)中「(3)」を「(4)」に改め、同項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第18条第1項の規定による火葬場への立入検査又は墓地、納骨堂  
若しくは火葬場の管理者からの報告の徴収

別表第1の2の項中「(3)に」の次に「掲げる事務にあつては、北斗市及び鹿追町に限る。」(4)に」を加え、同表の2の2の項(2)中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同項(5)中「第19条第1項」を「第19条第2項」に改め、同項(6)中「第19条第1項」を「第19条第2項」に改め、「卸売業者以外の」を削り、同項(7)中「第3条第3項」を「第4条第3項」に改め、同項(8)中「第3条第4項」を「第4条第4項」に改め、同表中2の4の項を2の7の項とし、同表の2の3の項中「北 斗 市」を「北 斗 市 鹿 追 町」に改め、同表中同項を2の6の項と

し、２の２の項の次に次のように加える。

- ２の３ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第17条の４第１項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理
  - (2) 法第17条の５第１項の規定による揮発性有機化合物排出施設を設置している者からの届出の受理
  - (3) 法第17条の６第１項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理
  - (4) 法第17条の７の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の計画の変更又は廃止の命令
  - (5) 法第17条の10の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善又は使用の一時停止の命令
  - (6) 法第17条の12第１項において準用する法第10条第２項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置等の制限の期間の短縮
  - (7) 法第17条の12第２項において準用する法第11条の規定による届出事項の変更又は揮発性有機化合物排出施設の使用の廃止の届出の受理
  - (8) 法第17条の12第２項において準用する法第12条第３項の規定による揮発性有機化合物排出施設に係る届出をした者の地位の承継の届出の受理
  - (9) 法第26条第１項の規定による報告の徴収又は立入検査（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）
  - (10) 法第27条第３項の規定による行政機関の長からの届出事項に該当する事項の通知の受理（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）
  - (11) 法第27条第４項の規定による行政機関の長に対する措置の要請（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）
  - (12) 法第27条第５項の規定による行政機関の長の講じた措置に係る通知の受理（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）
  - (13) 法第27条第６項の規定による行政機関の長との協議（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）

鹿 追 町

合物排出施設に係るものに限る。)

- (14) 法第28条第２項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。)

２の４ 大気汚染防止法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第20条の規定による自動車排出ガスの濃度の測定
- (2) 法第21条第１項の規定による公安委員会に対する措置の要請
- (3) 法第21条第３項の規定による道路管理者又は関係行政機関の長に対する意見の申出

２の５ 大気汚染防止法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法附則第10項の規定による指定物質排出施設を設置している者に対する勧告
- (2) 法附則第11項の規定による指定物質排出施設の状況等の報告の徴収

別表第１の３の２の項中「北 斗 市」を「北 斗 市鹿 追 町」に改め、同表の３の４の項中「北 斗 市」を「北 斗 市鹿 追 町」に改め、同表中同項を３の７の項とし、３の３の項を３の４の項とし、同項の次に次のように加える。

- ３の５ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第３条に規定する特定物資（以下この項において「特定物資」という。）の生産、輸入又は販売の事業を行う者（小売業を行う者を除く。）の事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が一の市町村の区域内のみに設置されているもの並びに特定物資の小売業を行う者に係るものに限る。）
- (1) 法第３条の規定による特定物資の価格の動向等の調査
  - (2) 法第４条第１項の規定による特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対する当該特定物資の売渡しの指示
  - (3) 法第４条第２項の規定による特定物資の生産、輸入又は販売の事業

標 津 町

- を行う者に対する当該特定物資の売渡しの命令
- (4) 法第4条第4項の規定による特定物資の売渡しの命令の実施に関し必要な細目に関する裁定
- (5) 法第4条第5項の規定による裁定をした旨の通知
- (6) 法第5条第1項の規定による特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者からの報告の徴収又は立入検査若しくは関係者への質問
- (7) 法第5条第2項の規定による特定物資を保管していると認められる者の倉庫等への立入検査又は関係者への質問

- 3の6 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第4条第1項に規定する指定物資（以下この項において「指定物資」という。）を販売する者（小売業を行う者を除く。）の事業場が一の市町村の区域内のみに設置されているもの及び指定物資の小売業を行う者に係るものに限る。）
- (1) 法第6条第2項の規定による標準価格等の表示の指示
- (2) 法第6条第3項の規定による指定物資の小売業を行う者が指示に従わなかった旨の公表
- (3) 法第7条第1項の規定による標準価格に関する指示
- (4) 法第7条第2項の規定による指定物資を販売する者が指示に従わなかった旨の公表
- (5) 法第30条第1項の規定による指定物資を販売する者からの報告の徴収又は立入検査若しくは関係者への質問（(1)から(4)までに掲げる事務に係るものに限る。）

標津町

別表第1の3の2の項の次に次のように加える。

- 3の3 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第3条第3項（法第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公害防止統括者の選任

北斗市  
鹿追町

- 等の届出の受理
- (2) 法第6条の2第2項の規定による特定事業者の地位の承継に係る届出の受理
- (3) 法第10条の規定による公害防止統括者等の解任の命令
- (4) 法第11条第1項の規定による公害防止統括者等の職務の実施状況の報告の徴収及び特定工場への立入検査

別表第1の4の項中(17)を(18)とし、(3)から(16)までを(4)から(17)までとし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 法第5条第4項ただし書の規定による届出の内容が相当であると認める旨の通知

別表第1の4の項中「から(6)まで、(10)及び(13)から(15)」を「に掲げる事務にあっては北斗市、(4)から(7)まで、(11)及び(14)から(16)」に、「次表」を「次表」に改め、同表中4の4の項を4の5の項とし、4の3の項を4の4の項とし、同表の4の2の項中「北広島市」を「北広島市南幌町」に、「芽室町」を「鹿追町芽室町」に改め、同表中同項を4の3の項とし、4の項の次に次のように加える。

- 4の2 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定による環境基準（騒音に係るものに限る。）の類型を当てはめる地域の指定

札幌市  
北斗市  
鹿追町

別表第1の5の項及び6の項中「北斗市」を「北斗市鹿追町」に改め、同表の7の項中「及び北斗市」を「、北斗市及び鹿追町」に改める。

別表第2中「東神楽町」を「鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町」に、「上川町」を「上川町 東川町 美瑛町」に改める。

別表第3中「旭川市」を「旭川市 室蘭市」に、「芦別市」を「美瑛市 芦別市 江別市」に、「滝川市 歌志内市」を「士別市 名寄市 三笠市 千歳市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市」に、「北広島市」を「恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市 当別町」に、「七飯町」を「福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町」に、「厚沢部町」を「長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町」に、「京極町」を「京極町 倶知安町」

に、「泊村」を「泊村 神恵内村」に、「古平町」を「古平町 仁木町」に、「由仁町 浦臼町」を「上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町」に、「遠別町」を「苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町」に、「猿払村」を「猿払村 浜頓別町」に、「礼文町」を「礼文町 利尻町 利尻富士町」に、「湧別町 白老町」を「置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 雄武町 豊浦町 白老町 厚真町 洞爺湖町 平取町 様似町 えりも町」に、「浦幌町」を「浦幌町 釧路町」に改める。

別表第4中「北見市」を「北見市 夕張市」に、「稚内市」を「稚内市 美瑛市」に、「紋別市」を「江別市 紋別市 士別市 名寄市」に、「滝川市 歌志内市」を「千歳市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市」に、「北広島市」を「恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市 当別町」に、「七飯町 八雲町」を「福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町」に、「乙部町」を「乙部町 奥尻町 今金町」に、「京極町」を「京極町 倶知安町」に、「泊村」を「泊村 神恵内村」に、「古平町」を「古平町 仁木町」に、「由仁町 浦臼町」を「上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町」に、「遠別町」を「苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町」に、「猿払村」を「猿払村 浜頓別町」に、「礼文町」を「礼文町 利尻町 利尻富士町」に、「湧別町 白老町」を「置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 雄武町 豊浦町 白老町 厚真町 洞爺湖町 平取町 様似町 えりも町」に、「浦幌町」を「浦幌町 釧路町」に改める。

別表第7中「湧別町」を「湧別町 西興部村」に改める。

別表第8中「名寄市」を「名寄市 三笠市」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の2の2の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第1の2の項の改正規定中「(3)に」の次に「掲げる事務にあっては、北斗市及び鹿追町に限る。」(4)に」を加える部分（鹿追町に係る部分に限る。）、同表の2の3の項の改正規定、同表に2の3の項から2の5の項までを加える改正規定、同表の3の2の項の改正規定、同表に3の3の項を加える改正規定（鹿追町に係る部分に限る。）、同表の3の4の項の改正規定、同

表に4の2の項を加える改正規定（鹿追町に係る部分に限る。）及び同表の5の項から7の項までの改正規定並びに附則第3項の規定 平成22年12月1日

2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、3の3の項、3の5の項、3の6の項、4の項から4の3の項まで、4の5の項及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の際当該改正規定による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、2の3の項から2の6の項まで、3の2の項、3の3の項、3の7の項、4の2の項及び5の項から7の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例又は規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては鹿追町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法律等の適用については、鹿追町長のした処分その他の行為又は鹿追町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道脱スパイクタイヤ推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第103号

北海道脱スパイクタイヤ推進条例の一部を改正する条例

北海道脱スパイクタイヤ推進条例（平成元年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道スパイクタイヤ対策条例

第1条中「条例は、」の次に「将来にわたって」を加え、「与えている現状にかんがみ」を「与えることのないよう」に、「の実現に向けて」を「を達成するため」に、「全面的な使用禁止を目指しつつ、当面その使用規制」を「使用の規制」に改める。

第3条第1項中「の実現に寄与する」を「を達成するための」に、「脱スパイクタイヤ対策」を「スパイクタイヤ対策」に改め、同条第2項中「脱スパイクタイヤ対策」を「スパイクタイヤ対策」に改める。

第5条中「脱スパイクタイヤ対策」を「スパイクタイヤ対策」に改める。

第6条第1項中「脱スパイクタイヤ推進期間」を「スパイクタイヤ使用抑制期間」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「脱スパイクタイヤ対策」を「スパイクタイヤ対策」に改める。

別表中「脱スパイクタイヤ推進期間」を「スパイクタイヤ使用抑制期間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の一部改正）

2 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則第11項（見出しを含む。）中「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」を「北海道スパイクタイヤ対策条例」に改める。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第104号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の2の項中「旭 川 市」を「旭 川 市北 斗 市東 川 町」に改め、同項の次に次のように加える。

|                                                                             |       |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1の3 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条の規定による業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師の氏名、住所等の届出の受理 | 北 斗 市 |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------|

別表第1の2の4の項中「登 別 市」を「名 寄 市登 別 市」に、「白 老 町」を「松 前 町白 老 町芽 室 町浦 幌 町」に改め、同項を同表の2の5の項とし、同項の次に次のように加える。

|                                                                            |                |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2の6 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の規定による知的障害者等に対する相談及び知的障害者の更生のために必要な援助の委託 | 砂 川 市<br>標 津 町 |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------|

別表第1中2の3の項を2の4の項とし、2の2の項を2の3の項とし、2の項の次に次のように加える。

|                                                                      |                |
|----------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2の2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の規定による身体障害者に対する相談及び更生のために必要な援助の委託 | 砂 川 市<br>標 津 町 |
|----------------------------------------------------------------------|----------------|

別表第1の3の2の項(6)中「附則第33条」を「附則第42条」に改め、同表の3の3の項(2)中「又は事業の休止若しくは廃止」を削り、同項(5)中「第29条第9項」を「第29条第10項」に改め、同項中(5)を(6)とし、同項(4)中「第29条第8項」を「第29条第9項」に改め、同項中(4)を(5)とし、同項(3)中「第29条第6項」を「第29条第7項」に改め、同項中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第29条第3項の規定による有料老人ホームに係る事業の廃止又は  
休止の届出の受理

別表第1の3の3の項中「登 別 市」を「名 寄 市千 歳 市砂 川 市登 別 市」に、「白 老 町」を「奥 尻 町せたな町倶知安町共 和 町泊 村神恵内村上砂川町下 川 町枝 幸 町利 尻 町津 別 町訓子府町佐呂間町白 老 町音 更 町

芽室町足寄町浦幌町」に改め、同表の４の４の項中「留萌市稚内市美  
唄市北斗市南幌町上富良野町 中富良野町 猿払村浜頓別町中  
頓別町枝幸町豊富町礼文町利尻町利尻富士町 中標津町標津町」  
を「次表に掲げる市町村」に改め、同表の４の５の項(28)中「第115条の29第６項」  
を「第115条の35第６項」に改め、同項中(28)を(30)とし、同項(27)中「第115条の９」  
を「第115条の10」に改め、同項中(27)を(29)とし、同項(26)中「第115条の８第１項」  
を「第115条の９第１項」に改め、同項中(26)を(28)とし、同項(25)中「第115条の７第  
４項」を「第115条の８第４項」に改め、同項中(25)を(27)とし、同項(24)中「第115条  
の７第３項」を「第115条の８第３項」に改め、同項中(24)を(26)とし、同項(23)中「第  
115条の７第２項」を「第115条の８第２項」に改め、同項中(23)を(25)とし、同項(22)  
中「第115条の７第１項」を「第115条の８第１項」に改め、同項中(22)を(24)とし、  
同項(21)中「第115条の５」を「第115条の５第１項又は第２項」に改め、同項中(21)  
を(23)とし、(15)から(20)までを(17)から(22)までとし、同項(14)中「第82条」を「第82条第  
１項又は第２項」に改め、同項中(14)を(16)とし、(7)から(13)までを(9)から(15)までとし、  
同項(6)中「第75条」を「第75条第１項又は第２項」に改め、同項中(6)を(8)とし、  
同項(5)中「第115条の10」を「第115条の11」に改め、同項中(5)を(7)とし、同項(4)  
中「第115条の10」を「第115条の11」に改め、同項中(4)を(6)とし、(1)から(3)まで

を(3)から(5)までとし、「  
いう。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

いう。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第24条第１項の規定による居宅サービス等（指定居宅サービス、  
指定居宅介護支援及び指定介護予防サービスに限る。以下この項にお  
いて同じ。）を行った者等に対する当該居宅サービス等に関する報告  
若しくは帳簿書類等の提示の命令又は質問
- (2) 法第24条第２項の規定による介護給付等を受けた被保険者等に対す  
る当該居宅サービス等の内容に関する報告の命令又は質問

に、「登別市」を「名寄市登別市」に、「南富良野町」を「南富

良野町 芽室町」に、「(1)、(4)、(6)から(12)」を「(3)、(6)、(8)から(14)」に、「(28)  
に」を「(30)に」に、「(2)及び(13)から(20)」を「(4)及び(15)から(22)」に、「(3)、(4)及び(21)  
から(28)」を「(5)、(6)及び(23)から(30)」に改め、「限る。）」の次に「((1)及び(2)に掲げ  
る事務にあっては、北斗市に限る。）」を加え、同表の４の６の項(10)中「第115条  
の29第６項」を「第115条の35第６項」に改め、同項中(10)を(12)とし、(1)から(9)ま  
でを(3)から(11)までとし、「  
いう。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

いう。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第24条第１項の規定による居宅サービス等（指定介護老人福祉  
設に係るものに限る。以下この項において同じ。）を行った者等に  
する当該居宅サービス等に関する報告若しくは帳簿書類等の提示の  
令又は質問
- (2) 法第24条第２項の規定による介護給付等を受けた被保険者等に対  
する当該居宅サービス等の内容に関する報告の命令又は質問

施  
対  
命  
す

に、「滝上町」を「滝上町芽室町 ((1)及び(2)に掲げる事務にあって

は、北斗市に限る。）」に改め、同表の８の項中「次表」を「別表第３」に改める。  
別表第２を別表第３とし、別表第１の次に次の１表を加える。

## 別表第2

夕張市 岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美瑛市 赤平市 名寄市  
 千歳市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 恵庭市 伊達市 北斗市  
 八雲町 江差町 乙部町 奥尻町 せたな町 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町  
 ニセコ町 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内  
 村 古平町 仁木町 赤井川村 南幌町 奈井江町 由仁町 長沼町 栗山町 月形  
 町 浦臼町 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町 当麻町 比布町 愛  
 別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 剣  
 淵町 下川町 音威子府村 中川町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村  
 天塩町 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町  
 利尻富士町 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 滝上町 興部  
 町 雄武町 豊浦町 壮瞥町 洞爺湖町 平取町 様似町 えりも町 新ひだか町  
 音更町 鹿追町 新得町 芽室町 大樹町 幕別町 本別町 足寄町 陸別町 浜中  
 町 弟子屈町 白糠町 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

## 附 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の2の項(6)、4の5の項(4)から(6)まで、(14)及び(21)から(28)まで並びに4の6の項(10)の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の2の項、1の3の項、2の2の項、2の5の項、2の6の項、3の3の項及び4の4の項から4の6の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第105号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中(37)を(39)とし、(9)から(36)までを(11)から(38)までとし、同項(8)中「第42条第8項」の次に「及び第69条」を加え、同項中(8)を(10)とし、(1)から(7)までを(3)から(9)までとし、「」のに限る。）

のに限る。）

(1) 法第9条の2の3第1項の規定による組合員以外の者の事業の利の特例の認可

(2) 法第9条の2の3第2項の規定による組合員以外の者の事業の利の特例の認可の取消し

用  
用

に、「(1)から(5)まで、(10)から(13)まで、(20)、(23)、(24)、(26)、(27)及び(31)から(37)」

を「(1)及び(2)に掲げる事務並びに(10)に掲げる事務（組合の清算人に係るものに限る。）にあっては網走市、稚内市、美瑛市、千歳市、北広島市、江差町、今金町、浜頓別町、中頓別町、豊富町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、大空町、白老町、厚真町、安平町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、浦幌町及び標津町、(3)から(7)まで、(12)から(15)まで、(22)、(25)、(26)、(28)、(29)及び(33)から(39)」に、「(17)、(18)、(22)、(25)及び(28)」を「(19)、(20)、(24)、(27)及び(30)」に、「釧路市」を「釧路市」に改め、「西興部村」を削り、同表の2の3の項中「稚内市北広島市北斗市南幌町東神楽町東川町美幌町白老町新ひだか町幕別町」を「次表に掲げる市町村」に改め、同項を同表の2の4の項と

し、同表の２の２の項の次に次のように加える。

２の３ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律施行規則（平成19年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（(1)から(2)まで及び(25)から(27)までに掲げる事務にあっては一の市町村の区域内にのみ事務所を設置している協業組合、(23)及び(24)に掲げる事務にあっては事業協同組合（組合の地区が２以上の市町村の区域にわたるもの、中小企業等協同組合法（以下この項において「協同組合法」という。）第９条の２第７項に規定する特定共済組合及び協同組合法第９条の６の２第３項に規定する責任共済等の事業を行うものを除く。）に係るものに限る。）

- (1) 法第５条の７第２項の規定による組合の事業の転換の認可
- (2) 法第５条の17第１項の規定による組合の設立の認可
- (3) 法第５条の22の規定による公正取引委員会の請求の受理
- (4) 法第５条の23第３項において準用する協同組合法第35条の２の規定による役員の氏名又は住所の変更の届出の受理
- (5) 法第５条の23第３項において準用する協同組合法第48条の規定による臨時総会の招集の承認
- (6) 法第５条の23第３項において準用する協同組合法第51条第２項の規定による定款の変更の認可
- (7) 法第５条の23第３項において準用する協同組合法第57条の５ただし書の規定による余裕金の運用の認可
- (8) 法第５条の23第４項において準用する協同組合法第62条第２項の規定による解散の届出の受理
- (9) 法第５条の23第４項において準用する協同組合法第66条第１項の規定による合併の認可
- (10) 法第５条の23第４項において準用する協同組合法第69条において準用する協同組合法第48条の規定による臨時総会の招集の承認
- (11) 法第５条の23第５項において準用する協同組合法第96条第５項の規

士 別 市  
東 川 町  
鹿 追 町

定による解散の登記の嘱託

- (12) 法第５条の23第６項において準用する協同組合法第104条第１項及び第２項の規定による組合の業務等に係る不服の申出の受理及び必要な措置
- (13) 法第５条の23第６項において準用する協同組合法第105条第１項及び第２項の規定による組合の検査の請求の受理及び組合の検査
- (14) 法第５条の23第６項において準用する協同組合法第105条の２第１項の規定による決算関係書類の受理
- (15) 法第５条の23第６項において準用する協同組合法第105条の３第１項の規定による組合の一般的状況に関する報告の徴収
- (16) 法第５条の23第６項において準用する協同組合法第105条の３第２項の規定による組合の業務又は会計に関する報告の徴収
- (17) 法第５条の23第６項において準用する協同組合法第105条の４第１項の規定による組合の業務又は会計の状況の検査
- (18) 法第５条の23第６項において準用する協同組合法第106条第１項の規定による法令の違反等に対し組合が必要な措置を採るべき旨の命令
- (19) 法第５条の23第６項において準用する協同組合法第106条第２項の規定による組合の解散の命令
- (20) 法第５条の23第６項において準用する協同組合法第106条第３項の規定による組合の解散を命ずる旨の官報への掲載
- (21) 法第95条第４項の規定による組織変更の認可
- (22) 法第95条第７項の規定による組織変更の届出の受理
- (23) 法第96条第５項の規定による組織変更の認可
- (24) 法第97条第２項において準用する法第96条第８項の規定による組織変更の届出の受理
- (25) 法第100条の11の規定による組織変更の届出の受理
- (26) 法第101条の２第２項の規定による経済産業大臣への通知
- (27) 省令第90条第２項の規定による決算関係書類の提出の延期の承認

別表第１の３の項中「次表」を「別表第３」に、「及び南幌町」を「、北斗市、南幌町及び鹿追町」に改め、同表の３の２の項中「新ひだか町」を「知内町木

古内町七 飯 町鹿 部 町八 雲 町枝 幸 町礼 文 町利 尻 町利尻富士町 新  
ひだか町」に改め、同表の4の2の項中「稚 内 市」を「稚 内 市北 斗 市」に  
改め、同表の6の項中「北 見 市」を「北 見 市東 川 町」に改め、同表の7の  
2の項中「美 幌 町」を「東 川 町美 幌 町鹿 追 町」に改め、同表の8の項中  
(29)を(30)とし、(19)から(28)までを(20)から(29)までとし、同項(18)中「附則第5条第1項」  
の次に「(同条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(18)を(19)と  
し、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)の次に次のように加える。

(16) 法第12条の規定による関係行政機関等に対する協力の要請 ((1)から  
(15)まで及び(17)から(30)までに掲げる事務に係るものに限る。)

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

#### 別表第2

|     |     |       |      |      |      |      |      |      |    |
|-----|-----|-------|------|------|------|------|------|------|----|
| 旭川市 | 稚内市 | 江別市   | 滝川市  | 砂川市  | 伊達市  | 北広島市 | 北斗市  | 松前町  | 木  |
| 古内町 | 鹿部町 | 八雲町   | 奥尻町  | 今金町  | せたな町 | 蘭越町  | ニセコ町 | 倶知安町 |    |
| 共和町 | 岩内町 | 泊村    | 神恵内村 | 仁木町  | 赤井川村 | 南幌町  | 奈井江町 | 上砂川  |    |
| 町   | 栗山町 | 浦臼町   | 幌加内町 | 東神楽町 | 東川町  | 美瑛町  | 剣淵町  | 苫前町  | 枝幸 |
| 町   | 利尻町 | 利尻富士町 | 美幌町  | 佐呂間町 | 遠軽町  | 湧別町  | 滝上町  | 雄武町  | 豊  |
| 浦町  | 白老町 | 新ひだか町 | 士幌町  | 新得町  | 清水町  | 芽室町  | 幕別町  | 池田町  | 本  |
| 別町  | 足寄町 | 釧路町   | 浜中町  | 弟子屈町 |      |      |      |      |    |

#### 附 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、2の3の項から3の2の項まで、4の2の項、6の項、7の2の項及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた

申請その他の行為とみなす。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第106号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項を削り、同表の2の項(7)中「第83条の2の」を「第51条第1項の」に、「及び(2)」を「から(4)まで」に、「並びに同条第1号（法第73条第1項に係る部分を除く。以下この項において同じ。）」を「及び同項第1号」に、「第83条の2第1号」を「同項第1号」に改め、同項中(7)を(9)とし、同項(6)中「第83条」を「第50条」に、「(5)」を「(7)」に、「(7)」を「(9)から(11)まで」に改め、同項中(6)を(8)とし、同項(5)中「第82条第5項」を「第49条第5項」に、「(3)」を「(5)」に、「(7)」を「(9)及び(10)」に、「及び(2)」を「から(4)まで」に改め、同項中(5)を(7)とし、同項(4)中「第82条第3項」を「第49条第3項」に、「(3)」を「(5)」に改め、同項中(4)を(6)とし、同項(3)中「第82条第1項」を「第49条第1項」に、「(2)及び(7)」を「から(4)まで及び(9)から(11)まで」に改め、同項中(3)を(5)とし、同項(2)中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改め、同項中(2)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第5条第4項及び同条第5項において準用する法第4条第3項の規定による国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合を除く。）

別表第1の2の項(1)の次に次のように加える。

(2) 法第4条第5項及び同条第6項において準用する同条第3項の規定による国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するため2ヘ

クタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。)

別表第1の2の項(9)の次に次のように加え、同項を同表の3の項とする。

- (10) 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の代執行及び措置を講ずべき旨等の公告 ((9)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (11) 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用について違反転用者等に負担させること ((10)に掲げる事務に係るものに限る。))。

別表第1の1の項(1)中「第3項」の次に「から第6項まで」を加え、同項(4)中「第83条」を「第50条」に、「(3)」を「(5)」に改め、同項中(4)を(6)とし、同項(3)中「第82条第3項」を「第49条第3項」に、「(2)」を「(4)」に改め、同項中(3)を(5)とし、同項(2)中「第82条第1項」を「第49条第1項」に改め、「(1)」の次に「から(3)まで」を加え、同項中(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 法第3条の2第1項の規定による必要な措置を講ずべき旨の勧告
- (3) 法第3条の2第2項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し

別表第1の1の項を同表の2の項とし、同項の前に次のように加える。

- 1 牧野法（昭和25年法律第194号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（牧野の区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）
  - (1) 法第9条第1項の規定による牧野の改良及び保全の指示
  - (2) 法第10条第2項の規定による牧野の改良及び保全の指示の変更
  - (3) 法第11条第2項の規定による保護牧野の用途廃止の届出の受理
  - (4) 法第12条第1項の規定による保護牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施状況の検査
  - (5) 法第13条第1項の規定による保護牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施を完了した旨の届出の受理
  - (6) 法第13条第2項の規定による保護牧野の改良及び保全の指示に係る

稚内市  
砂川市  
鹿追町

措置の実施が完了した旨の公示

- (7) 法第14条の規定による損失の補償
- (8) 法第18条の規定による害虫の駆除等の措置を採るべき旨の指示
- (9) 法第19条の規定による牧野又はその施設に関する報告の徴収 ((1)から(8)までに掲げる事務に係るものに限る。)

別表第1の4の項(1)中「第20条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項(2)中「第82条第1項」を「第49条第1項」に改め、同項(3)中「第82条第3項」を「第49条第3項」に改め、同項(4)中「第83条」を「第50条」に改め、同表の5の項中「八雲町中川町」を「砂川市八雲町中川町鹿追町」に改め、同項の次に次のように加える。

5の2 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の規定による果樹園経営計画の認定

稚内市  
砂川市  
鹿追町

別表第1の6の項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 法第15条の2第7項及び同条第8項において準用する同条第6項の規定による国又は地方公共団体との協議

別表第1の7の項中「登別市鷹栖町」を「芦別市登別市北斗市森町浦臼町鷹栖町羅臼町」に改める。

別表第2中「北斗市」を「北斗市 当別町 松前町 福島町」に、「せたな町」を「せたな町 島牧村」に、「蘭越町」を「蘭越町 ニセコ町」に、「喜茂別町」を「喜茂別町 京極町 倶知安町」に、「仁木町」を「古平町 仁木町 余市町」に、「奈井江町」を「奈井江町 上砂川町」に、「小平町」を「小平町 苦前町」に、「佐呂間町」を「佐呂間町 遠軽町」に、「浦幌町」を「浦幌町 釧路町」に、「弟子屈町」を「弟子屈町 白糠町」に、「標津町」を「標津町 羅臼町」に改める。

別表第3中「北斗市」を「北斗市 松前町 福島町」に、「寿都町」を「寿都町 ニセコ町」に、「奈井江町」を「奈井江町 上砂川町」に、「東神楽町」を「東

神楽町 比布町 愛別町」に、「小平町」を「小平町 苫前町」に、「佐呂間町」を「佐呂間町 遠軽町」に、「幕別町」を「幕別町 池田町」に、「標津町」を「標津町 羅臼町」に改める。

別表第4中「北斗市」を「北斗市 当別町 松前町 福島町」に、「せたな町」を「せたな町 島牧村」に、「蘭越町」を「蘭越町 ニセコ町」に、「喜茂別町」を「喜茂別町 京極町 倶知安町」に、「仁木町」を「古平町 仁木町 余市町」に、「由仁町」を「上砂川町 由仁町 長沼町」に、「小平町」を「小平町 苫前町」に、「佐呂間町」を「佐呂間町 遠軽町」に、「幕別町」を「幕別町 池田町」に、「浦幌町」を「足寄町 浦幌町 釧路町」に、「弟子屈町」を「弟子屈町 白糠町」に、「標津町」を「標津町 羅臼町」に改める。

別表第5中「せたな町」を「せたな町 島牧村」に、「由仁町」を「由仁町 長沼町」に、「佐呂間町」を「佐呂間町 遠軽町」に、「大空町」を「大空町 豊浦町」に、「浦幌町」を「浦幌町 釧路町」に、「標津町」を「標津町 羅臼町」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項から4の項まで及び6の項の改正規定は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項から7の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第107号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中2の項を4の項とし、1の項の次に次のように加える。

- |                                                                                            |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 2 森林法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（土地の使用権の設定に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）              | 鹿 追 町 |
| (1) 法第50条第1項の規定による土地の使用権の設定に関する認可                                                          |       |
| (2) 法第50条第2項の規定による土地の使用権の設定に関する土地の所有者等の意見の聴取                                               |       |
| (3) 法第50条第3項の規定による土地の使用権の設定の認可をした旨の土地の所有者等への通知及び揭示                                         |       |
| (4) 法第51条本文の規定による土地の使用権の設定に関する裁定（法第55条第2項において準用する場合を含む。）                                   |       |
| (5) 法第52条第1項の規定による裁定の申請があった旨の公示、土地の所有者等への通知及び意見書の提出の機会の付与（法第55条第2項及び第59条第2項において準用する場合を含む。） |       |
| (6) 法第53条第2項の規定による収用委員会の意見の聴取（法第55条第4項及び第59条第2項において準用する場合を含む。）                             |       |
| (7) 法第53条第3項の規定による裁定をした旨の通知及び公示（法第55条第4項及び第59条第2項において準用する場合を含む。）                           |       |
| (8) 法第57条の規定による土地の使用権の設定等の協議において定められた事項の届出の受理                                              |       |
| (9) 法第58条第5項ただし書の規定による土地の形質の変更等の承認                                                         |       |
| (10) 法第59条第2項の規定による土地の使用の廃止による損失の補償に関する裁定                                                  |       |

- |                                                                     |                |
|---------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（分収林契約に係る土 | 砂 川 市<br>鹿 追 町 |
|---------------------------------------------------------------------|----------------|

地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)

- (1) 法第5条第1項の規定による分収林契約に係る募集又は途中募集の届出の受理
- (2) 法第5条第2項の規定による分収林契約に係る募集又は途中募集の届出事項の変更の届出の受理
- (3) 法第6条第1項の規定による分収林契約に係る募集又は途中募集の届出事項の変更の勧告
- (4) 法第6条第2項(法第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従っていない旨の公表
- (5) 法第7条第2項の規定による分収林契約に係る募集又は途中募集の届出事項に従って造林又は育林を行うべき旨の勧告
- (6) 法第8条の規定による分収林契約に係る募集又は途中募集の実施状況等に係る報告の徴収

#### 附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項及び3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律(以下「法」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては砂川市長若しくは鹿追町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、砂川市長若しくは鹿追町長のした処分その他の行為又は砂川市長若しくは鹿追町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第108号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「、美唄市」及び「、江差町」を削り、同表の9の項の次に次のように加える。

|                                                |                          |
|------------------------------------------------|--------------------------|
| 9の2 住宅地区改良法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 稚内市<br>砂川市<br>東川町<br>鹿追町 |
| (1) 法第21条第1項の規定による土地の試掘等の許可                    |                          |
| (2) 法第22条第2項の規定による土地の試掘等の許可証の交付                |                          |

別表第1の11の項の次に次のように加える。

|                                                                        |             |
|------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 11の2 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの             | 岩見沢市<br>砂川市 |
| (1) 法第26条第1項の規定による土地の試掘等の許可                                            |             |
| (2) 法第27条第2項の規定による土地の試掘等の許可証の交付                                        |             |
| (3) 法第79条の規定による許可に係る条件の付与(〔1〕に掲げる事務に係るものに限る。)                          |             |
| (4) 法第80条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言(〔1〕に掲げる事務に係るものに限る。)         |             |
| (5) 法第81条第1項の規定による許可の取消し等又は工事停止命令若しくは是正措置等の命令(〔1〕及び〔3〕に掲げる事務に係るものに限る。) |             |
| (6) 法第81条第2項の規定による是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告(〔1〕及び〔3〕に掲げる事務に係るものに限る。)     |             |
| (7) 法第81条第3項の規定による工事停止命令又は是正措置等の命令をした旨の公示(〔1〕及び〔3〕に掲げる事務に係るものに限る。)     |             |
| (8) 法第82条第1項の規定による法第81条の規定による権限を行うための立入検査(〔1〕及び〔3〕に掲げる事務に係るものに限る。)     |             |

別表第1の12の項中「昭和43年法律第100号。」を削り、同表の13の項の次に次のように加える。

13の2 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第55条第1項の規定による土地の指定
- (2) 法第55条第2項の規定による土地の指定等の申出の受理
- (3) 法第55条第3項の規定による土地の買取りの申出及び土地の有償譲渡に係る届出の相手方の指定
- (4) 法第55条第4項の規定による土地の指定等の公告
- (5) 法第56条第1項の規定による土地の買取りの申出の受理及び当該土地の買取り
- (6) 法第56条第2項の規定による土地を買い取る旨又は買い取らない旨の通知
- (7) 法第56条第3項の規定による土地を買い取らない旨を通知した旨の通知の受理
- (8) 法第56条第4項（法第57条第5項において準用する場合を含む。）の規定による土地の管理
- (9) 法第57条第1項の規定による公告及び制限があることを周知させるための措置
- (10) 法第57条第2項の規定による土地の有償譲渡に係る届出の受理
- (11) 法第57条第3項の規定による土地を買い取るべき旨の通知
- (12) 法第57条第4項の規定による土地を買い取らない旨の通知

岩見沢市  
砂 川 市

の賃貸の承認

別表第1の15の4の項の次に次のように加える。

- 15の5 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」という。）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第56条の規定による賃借人の終身にわたって住宅を賃貸する事業（以下この項において「終身賃貸事業」という。）の認可
  - (2) 法第59条（法第60条第2項及び第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定による終身賃貸事業の認可の通知
  - (3) 法第60条第1項の規定による終身賃貸事業の変更の認可
  - (4) 法第62条第1項の規定による終身建物賃貸借の解約の申入れの承認
  - (5) 法第69条の規定による助言及び指導
  - (6) 法第70条の規定による認可住宅の管理の状況に係る報告の徴収
  - (7) 法第71条第2項の規定による認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継した旨の届出の受理
  - (8) 法第71条第3項の規定による認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位の承継の承認
  - (9) 法第72条の規定による認可事業者に対する改善命令
  - (10) 法第73条第1項の規定による終身賃貸事業の認可の取消し
  - (11) 法第74条第1項の規定による終身賃貸事業の廃止に係る届出の受理
  - (12) 省令第60条第3項の規定による住民票の抄本又はこれに代わる書面の徴収

稚 内 市

別表第1の15の4の項中(16)を(18)とし、(15)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

- (17) 省令第26条の3の規定による高齢者居宅生活支援施設の管理を行う者の基準の設定

別表第1の15の4の項中(14)を(15)とし、(10)から(13)までを(11)から(14)までとし、同項(9)中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同項中(9)を(10)とし、(3)から(8)までを(4)から(9)までとし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 法第35条の2の規定による支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅

## 附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の15の4の項の改正規定中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める部分は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の7の項、9の2の項、11の2の項、13の2の項、15の4の項及び15の5の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以

下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第109号

河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例(平成12年北海道条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表2の表農耕用敷地の項中「の小作料の標準額(」の次に「農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の」を加え、「定めた小作料の標準額(」を「改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額(」に、「ない」を「なかった」に、「定めた小作料の標準額)」を「定めていた小作料の標準額)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第110号

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海岸占用料等徴収条例(平成12年北海道条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表1の表農耕用敷地の項中「の小作料の標準額(」の次に「農地法等の一部

を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の」を加え、「定めた小作料の標準額(」を「改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額(」に、「ない」を「なかった」に、「定めた小作料の標準額)」を「定めていた小作料の標準額)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第111号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第123号)の一部を次のように改正する。

別表1の項及び5の項中「共和町」の次に「、東川町」を、「白老町」の次に「、鹿追町」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項及び5の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は教育委員会規則(以下「法令等」という。)の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては東川町教育委員会若しくは鹿追町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、東川町教育委員会若しくは鹿追町教育委員会のした処分その他の行為又は東川町教育委員会若しくは鹿追町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

